

（東京ビルメンテナンス協会 入室）

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございました。どうぞご着席をお願いいたします。それでは、これより東京ビルメンテナンス協会の皆さまとのヒアリングを始めさせていただきます。では、冒頭、知事からお願いをいたします。

○小池知事 おはようございます。本日はご多忙のところ、東京都庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。また、皆さま方には、入札契約制度の改革に関わりますヒアリングの時にもお越しいただいております。今回は、来年度の予算編成、そしてまた、更に先を見まして、2040年を見据えまして、2030年に何をするのか、といったようなビジョンをまとめつつございますので、皆さま方から直接お話をうかがえればと、このように思っております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 それでは、早速でございますけれども、会長の方から、どうぞご着席のままで結構でございます、お願いいたします。

○東京ビルメンテナンス協会（佐々木会長） 東京ビルメンテナンス協会会長の佐々木でございます。本日は本当にお忙しい中ですね、このような機会をいただき誠にありがとうございます。それで、私どもの要望につきましてですね、ご案内させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

今年の8月でございますけれども、都の方に提出いたしました「令和2年度の東京都予算要望ビルメンテナンス業の関係施策」でございます。本日はこの中でも、特に要望したい3点に絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは2ページ目の中段の2をご覧くださいと思いますが、「十分な予算措置並びに最低制限価格等を導入する場合の協議について」の（2）でございます。予定価格の積算に当たっては、品質確保のため、積算能力や事業者の提案内容の審査能力などを一層向上していただくとともに、最低賃金の年度途中の引上げ等も見込んだ適正な予定価格を設定させていただきたい、というふうに思っております。また旧労務単価に基づき積算し契約した案件については、新労務単価への契約変更を認めていただきたい、と要望をさせていただきます。また、今年9月27日に厚生労働省労働基準局賃金課長から各都道府県契約担当課長宛に発せられました「ビルメンテナンス業務の発注にかかる地域別最低賃金額の改定に向けた対応について」内でも書いてございますが、最低賃金の改定等を注視し、必要があると認めた場合は代金の額の変更を検討することと求めています。現在、委託契約におきましては複数年契約であっても、積算時の公共工事設計労務単価や建築保全業務積算基準等を参考に積算しております。契約途中に労務単価が変更された際は、特例的に、公共工事設計労務単価を基に積算している委託案件のみ、新労務単価への変更を認めていただいておりますけれども、基本的に契約金額は変更されておられません。労務単価の上昇は、労働集約型である、私どもビルメン業界の影響は多大であるということで、すべての委託案件において、労務単価の変更があった場合には、新労務単価へ変更するように要望いた

したいと思います。

2 点目でございます。3 ページ目上段の 3 でございます。「契約内容の履行確保と入札参加資格の審査について」の（3）でございます。業者指名段階あるいは落札後に、各入札参加資格に適合していることを証明する書類、特に、納税証明書、従事者の社会保険・雇用保険適用状況に関する資料の提出を求めるなど、会社としての保険加入、個々の従事者の保険加入や最低賃金の遵守等を促す取組を進めていただきたい、と思います。現在の社会保険の加入に関してございますが、会社としての加入の有無を確認されておりますけれども、適正人数が加入されているかについてはご確認いただいております。社会保険の加入は、従業員にとって大きな問題であり、適正人数の加入は社会的に重要と思います。すべての入札企業を確認することは困難ですが、少なくとも落札企業のご確認の実行を要望いたします。

最後に 3 ページ目、下段でございます。4 の「障害者の雇用促進について」の（2）でございます。入札参加資格定期受付の際の審査事項について、平成 30 年 4 月からの実施雇用率が 2.2 以上になってございまして、段階的に加点する仕組みを検討いただきたいと。なお、令和 3 年 4 月には 2.3% 以上となる予定のため、昨年 of 要望の回答にありますように、更なる検討をお願いしたいと要望してございます。現在、審査項目では法定雇用率を満たしているかという点のみが加点要素となっておりますが、当業界では障害者雇用も進んでおります。法定雇用率を超えて雇用している会社も多々ございます。格付けの加点要素内の配点バランスを変更していただき、障害者雇用率の高い会社に加点される仕組みづくりを要望いたします。

以上 3 点が、当協会からの重点要望でございます。ご検討のほどをよろしく願います。

○司会 はい、重点要望のお話どうもありがとうございました。それでは、知事からお願いをいたします。

○小池知事 はい、私から 3 点、ご要望に対しての都の受け止めでございます。

まず、適正な予定価格の設定契約変更ということで、皆さま方からヒアリングもさせていただきました。本日のこのご要望につきまして、労務単価の上昇が今如実になっております。それを踏まえまして、労働者の適切な賃金水準を確保するということは、これは重要なことだと考えております。そして、予定価格の設定にあたりましては、ご承知のように、公共工事設計労務単価など、できるだけ客観性のある最新の工務単価に基づいて積算するように、引き続き徹底をしてまいりたいと考えております。

2 つ目が、入札の参加事業者につきまして、社会保険加入の有無だけではなくて、適正な人数の加入についての確認に関するご要望でございます。社会保険・雇用保険の加入というのは、労働者を雇用する事業者にとりましては、本来法令上の義務でございます。そこで、都といたしましても、各業界におけます、中長期的な担い手確保の観点、これ、非

常に重要でございますし、今最大の社会的な課題でもございます。社会保険の未加入対策は重要でございますので、財務局契約の案件で、現在入札参加に当たって、会社としての社会保険加入を必須とするなどの対策をとっているところでございます。今後も引き続きまして、事業者向けに社会保険の加入義務についての周知徹底を図ってまいり、また加入の促進を進めてまいりたいと考えております。

それから、3つ目の障害者の雇用にかかる加点を拡充をというご要望でございます。都では、現在、就労希望する、すべての都民を支援すると、これを目的にしまして、都民の就労を応援する条例というものをですね、これ、ソーシャルファームという制度が、ヨーロッパなどを中心にですね、極めて活発に行われているものでございまして、これらを含みます条例を今つくりつつあるところでございます。この中には、障害者の雇用についても議論をしているわけでもございまして、この点につきましては、皆さま方のご要望そのものに合致するのではないかと思います。また、企業における障害者雇用の促進ということで、契約制度面で事業者や資格審査で法定雇用率を基準とした加点を設定する。それから、事業者の障害者雇用率に応じた段階的な加点の仕組みにつきましても、実際の登録事業者の障害者雇用の状況を踏まえながら検討を進めてまいります。社会貢献事業の一環として、都立の特別支援学校の生徒さんに対する清掃訓練、それから都立の施設の清掃を通じた就労支援事業など、様々な障害者の雇用拡大を図る事業にもご尽力いただいております。私もこの1つ、都立特別支援学校で床の掃除の練習などをする生徒さんたち、実際に拝見させていただきました。障害を持っていても社会の中で役に立ち、それによって自立をしていくという流れが、このビルメンテナンス業界において、彼らを有効に生かしていただく、そういう流れをぜひ制度的にも考えていくことは重要だと、このように考えております。私から以上とさせていただきます。

○司会 はい、とりあえず、私ども、これで以上でございますが、まだもう少し時間もございます。何か、会長なり、他の皆さまからお話ございましたら、折角の機会でもございます、どうぞ、はい。

○東京ビルメンテナンス協会（佐々木会長） こちらの要望にも書かせていただきますけれども、今もう、最低賃金が、やっぱり国民生活、皆さんが良くならなきゃいけないというもとので、そういうことをされていると思いますが、なかなか、それが私どもの契約、給与金額に、なかなか反映しづらいというようなことが現実でございます。またそれと、この労働力不足ということがございますので、ぜひ、年度の途中でございますけれども、やはりこの最低賃金の変更がございまして、イコールやはり、契約をしていただいている内容につきましても、ぜひご検討いただきたいなということを重ねてでございますけれども、お願いしたいと思っておりますので、よろしくご検討のほどをお願いしたいと思います。

○司会 はい、承りました。どうもありがとうございます。それでは、よろしゅうございませうか。では、以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございます。

（東京ビルメンテナンス協会 退室）

○司会 どうもありがとうございました。それでは、続きまして東京都電設協会の皆さままでございます。どうぞお願いいたします。

（東京都電設協会 入室）

（要望書手交）

○司会 どうぞ、ご着席をお願いいたします。それでは、これより東京都電設協会の皆さまとヒアリング始めさせていただきます。それでは、まず冒頭、知事からお願いをいたします。

○小池知事 東京都電設協会牧野会長はじめとする皆さま方、本日はご足労お掛けいたしております。皆さま方には、入札契約制度の改革に際しましてのヒアリングをさせていただいたところでございます。そしてまた、本日は、令和の2年度の予算編成という時期でもございますので、皆さま方のこのご要望、更には、現在東京都といたしましての将来計画、長期戦略と呼んでおりますけれども、この策定を進めているところでございますので、来年度に加えまして、よりその先を見据えた、皆さま方のお考えなどお聞かせいただければと、このように考えるところでございます。時間が短こうございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。座ったままでどうぞ。

○司会 それでは、会長の方からどうぞお願いいたします。

○東京都電設協会（牧野会長） 改めまして、東京都電設協会会長の牧野でございます。本日はヒアリングの機会をいただきまして、まずは御礼を申し上げさせていただきます。また、東京都さまには、当協会の要望に平素より真摯に、かつ、的確に対応をいただいておりますことを重ねて御礼を申し上げます。

新しい制度が施行されてから1年4ヶ月というものが経過したところでございますけれども、現時点で、新制度に対しましては特に大きな問題点もなく、むしろ我々としては一定の評価をしているところでございます。協会としては、今当面のですね、当面、観察期間として捉えまして、新制度の経過を見守りたいというふうに考えております。来年度はいよいよ東京オリンピック・パラリンピック開催の年となりますけれども、それ以降も衰えることなく持続的に発展する街として、今後とも公共工事の投資拡大に余念を残していただきたいというふうに思います。まずもって、協会の挨拶とさせていただきます。

○司会 具体的な、もし要望事項、よろしければ、どうぞ。

○東京都電設協会（牧野会長） それでは、2点の要望を提出させていただきます。

まず第1点。政府の働き方改革実行計画によりまして、改正労働基準法によります罰則付きの時間外労働の規制は、建設業において、施行から2024年までの5年間、適用が猶予されておりますけれども、国土交通省からの要請もありまして、業界団体によります週休2日実現に向けた計画が策定され、18年度は4週5閉所、19年度は4週6閉所以上、2021年度末までに4週8閉所を実現するとの目標が掲げられ、2018年4月より実施をされているところでございます。しかしながら、現実には、官民の工事を問わず、建設主体工事によ

る土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状でございます。このような状況を踏まえ、東京都発注の公共工事において働き方改革の一環として週休 2 日制を導入するについては、確実に週休 2 日を実現できるよう、建築主体工事を行う企業への土曜日の現場閉鎖・入場禁止の指導の徹底等、思い切った策を講じていただきたい。また、週休 2 日を実現するための十分かつ適切な工期を設定するとともに、工期に見合う経費の計上、予算の確保も適切に行っていただくようお願い申し上げます。

そして第 2 点目でございますけれども、アスベスト対策について、発注案件におけるアスベストの使用の有無に関する十分な事前調査を行うとともに、使用していることが判明した案件については、着工後に判明した場合の工期の延長も含む適切な工期設定を行うとともに、十分な対策予算の計上、これは着工後に判明した場合の設計変更も含まれます、と適時・的確な対策費の支出を実施していただきたい。以上 2 点を要望させていただきます。

○司会 どうもご要望ありがとうございました。それでは、知事からお願いいたします。

○小池知事 まず、週休 2 日の実現ということでのご要望でございます。働き方改革というのは、今、全国・全業種をあげて様々な工夫が行われているところでございますが、建設業の働き方改革の推進というのは、特に担い手を確保していくという観点からも、大切なポイントだと考えております。都といたしまして、各局で週休 2 日のモデル工事を試行をいたして、トライですね、試行しているところでございまして、今後も業界の皆さま方の声を聞きながらですね、試行を継続するとともに、対象業界の拡大を検討するなど、取組を更に進めてまいりたいと考えております。

それから、アスベスト対策に伴って、工期の設定と、それから費用の計上という、とても具体的にご要望でございました。既存の建物の多くには、ご承知の通り、アスベストが含有されているということで、私、環境大臣の時に、このアスベスト対策の法律をつくったところでございます。これらの建物を改修する際には、アスベストを適切に処理することがその法律でも決められているわけでございまして、実際には事前に含有調査を行った上で、工事で処理するということが基本といたしておりますが、工事が始まってからアスベストがあるということが、わかる、そのような場合も実際あるわけでございます。その場合は、工期の延長、それから経費の計上など必要な対応を行ってまいりまして、今後も適切に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにしても、働き方も、それからアスベスト対策も、働く人たちを守るという意味では、両方重要な観点かと考えております。

○司会 はい、ご要望に対するご回答として以上でございますが、また他に、折角の機会でもございますので、皆さんから何かお話ありましたら、特にこの要望以外の点でも結構でございます、どうぞ。

○東京都電設協会（牧野会長） いずれにしても、オリンピック以降も、公共投資、衰ることなく、しっかり投資、継続して、投資の予算をしっかりと確保していただきたいとい

うことが、私どもの強い思いでございますので何卒よろしくお願いを申し上げます。

○司会 はい、ありがとうございます。私ども、現在その長期ビジョン策定もしておりますので、その中で、いろいろ長期的・継続的な見通しもお示ししていきたいというふうに考えております。それでは、よろしゅうございましょうか。では、以上をもちまして、東京都電設協会の皆さまとのヒアリング終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（東京都電設協会 退室）

○司会 はい、どうもありがとうございました。では、続きまして、東京都産業資源循環協会の皆さままでございます。どうぞお願いいたします。

（東京都産業資源循環協会 入室）

（要望書手交）

○司会 はい、ありがとうございます。それでは、どうぞご着席をお願いいたします。それでは、これより東京都産業資源循環協会の皆さまとのヒアリングを始めさせていただきます。では、知事お願いいたします。

○小池知事 おはようございます。東京都産業資源循環協会の皆さま方には、お忙しいところ都庁までお越しいただき誠にありがとうございます。産業廃棄物協会の時代から、今度は産業資源循環協会という名称も変えられまして、益々これからの循環型社会の担い手としてご協力いただきたいと思います。この本日のヒアリングでございますけれども、まずは来年度の予算編成にあたりましての皆さま方からのご要望、そしてまた、一方で、この循環型社会というのは、今社会が大きく変わっていく中で、特に最近は例のプラごみ対策など、新しいって言いましょうか、そういうちょっと危機的な状況に面している中において、長期的にもどう考えていくのかなど、そういう来年度のことと、更にその長期戦略などを今策定する中において、皆さま方のご意見をうかがおうということでございます。短い時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 では、早速でございますが、ご説明の方よろしくお願いいたします。

○東京都産業資源循環協会（高橋会長） 令和2年度予算に関する要望の機会をいただきまして誠に感謝申し上げます。私どもは、一般社団法人東京都産業資源循環協会でございます。当協会は産業廃棄物処理業者の許可を有する正会員555社と賛助会員82社で構成する団体でございます。産業廃棄物の適正処理と資源循環社会の実現に向け、会員一同、日々努力をしているところであります。それでは、令和2年度予算に関する要望を申し上げさせていただきます。

まず第1に、循環型社会形成についてでございます。廃プラスチックの国内資源循環及びCO2排出削減のため、セメント工場などでの受け入れが促進されますよう、一つ、国が補助対象外としている設備も含めた高度リサイクル機器の導入に向けた財政支援、並びに効率的な運搬のための積替施設や積出基地の建設費と管理費の財政支援、また、所有地の提供でございます。③これら施設を使った事業への東京都環境公社の活用をお願いいたしま

す。

続きまして、多摩エコタウンでございます。多摩地域の産業廃棄物処理業界の地位向上、域内処理率や資源化率の向上のため、民間処理業者の施設整備計画を東京都が評価する仕組みなど、新たな公共関与方式による多摩エコタウン構想を策定し推進していただきたいと思っております。

第2に、「リチウムイオン電池等二次電池の適正処理に係る、製造・販売業者責任と排出事業者責任の徹底について」でございます。リチウムイオン電池等二次電池による発火等の事故が、廃棄物処理過程において頻繁に生じています。製造者・販売者は、製品が廃棄物となった場合にその適正処理が困難とならないようにする責任があります。また、排出者は、他の廃棄物と分別するなど、適正処理の責任を有しております。そこで、東京都は製造者・販売者に二次電池使用製品本体への表示義務と回収義務を求める制度を設計するとともに、排出者への周知徹底を行うよう要望いたします。

第3に、「人材の確保・定着に向けた、廃棄物処理システムの合理化について」でございます。人材の確保・定着は、産業廃棄物処理業界でも重要な課題となっており、従業員の負担を軽減するためには、産業廃棄物管理システムの効率性が求められます。具体的には、電子契約への移行、マニフェストの簡素化、GPS、AI、IoT、将来的には5G等を使った新たな追跡管理手法の構築、これらと帳簿や請求書の作成業務との一元化でございます。これらには法的な規制もあることから、東京都が主体的に関わり、国全体を主導する取組をされるよう要望いたします。

また、折角の機会でございますので、もう1点申し上げます。台風15号、19号並びに21号の水害で被災された方々にお見舞いを申し上げます。当協会は、平成19年に東京都と災害廃棄物処理協定を締結し、現在は23区の区長さん連盟での協定締結を進めております。自然災害がいつどこで起きても不思議ではない時代となってまいりましたので、災害発生後の速やかな処理を進めるために、当協会としては、多摩地域及び島しょ部の各市町村とも災害廃棄物処理協定を締結したいと考えております。東京都は各市町村に対して災害廃棄物処理計画の策定と併せて、協会との協定締結を働きかけていただきたくお願い申し上げます。以上でございます。本日は貴重な時間をいただき誠にありがとうございます。

○司会 どうも具体的なお要望どうもありがとうございました。それでは、初めに知事から、その後環境局長からお話しさせていただきます。では、まず、知事お願いします。

○小池知事 はい、ありがとうございます。循環型社会の形成の担い手としてご活躍いただいております。特に、廃プラの件については、アジアの諸国がもう受け取らないということで、国内に、もう積もりに積もってという状況、よく承知をいたしております。一方で、それをサーマルで活かしていくというような形もお努めいただいているかと思っております。この世界的な課題となっているプラスチック対策から、今お話ありました、災害廃棄物の処理まで、様々なご要望をいただいたところでございます。特に廃プラに関しては、先ほど申し上げましたように、国内での処理費、処理をしなければならない、その費用が高騰

している、そしてまた一方で、在庫は積み上がるばかりという状況かと思えます。

ちなみに、これはまさしく、長期の話になりますけれども、2050年、東京都として、2050年のCO2の実質ゼロということを目指しておりまして、これを称して、「ゼロエミッション東京」とこのように申し上げているところでございます。この目安は、基本的には世界の大都市も同じような形で進めているところであります。プラスチック等の資源利用のあり方を見直していく、そのゼロエミッション東京を実現するためにも、プラスチックの資源利用のあり方を見直していく必要がございます。これから、今後ですけれども、廃プラの適正処理と有効利用を確保するための方策を検討したいと考えておりまして、これはまさしく、皆さま方の現場の声などもお聞きしながら進める必要があるかと思っております。合わせますと、来年度の予算関係と長期の戦略とこの環境問題というのは、目の前の話と長期の話と両方関わってくること存じ上げておりますので、両方でこのご提案をいただいたものだ、このように考えております。その他のご質問は、じゃあ環境局長の方からお答えさせていただきます。

○環境局長 はい、どうもいつもお世話になっております。いくつかご要望をいただきました。

まず、廃プラのリサイクルについてでございますが、東京都はこれまで廃プラスチックに関する最新の市場動向等の把握と情報発信の強化や相談体制の構築を進めてまいりました。今後国内に滞留いたします廃プラスチックの適正なリサイクルの推進に向けまして、貴協会等との協議の場を通じてですね、複数の事業者の連携による効率的な運搬など、具体的な対策の検討を早急に進めてまいります。

2番目に、多摩エコタウンの構想についてでございますが、新たな施設整備については、中長期的な再生資源の需給バランスや、事業者の参画意向、立地自治体や周辺住民の理解が得られるかなどを総合的に勘案しながら、具体的な仕組みのあり方を検討していく必要がございます。民間のノウハウを生かした様々な手法のお話もございましたので、選択肢に入れ検討を進めてまいります。

次に、リチウムイオン電池についてでございますが、これまでも事故の防止に向けて、産業廃棄物の排出事業者や処理業者に対し、分別や処理の留意点について様々な機会を通じて周知してまいりました。今後は、家庭等で未分別のリチウムイオン電池が発火事故を起こしている現状や適切な廃棄方法を、区市町村と連携しながら、広く都民、或いは事業者にわかりやすく周知するなどの取組を強化してまいります。

次に、電子契約の移行やマニフェストの簡素化等についてでございますが、現在、国が電子マニフェストの普及を2022年までに70%という目標を掲げ取り組んでおり、その後の検証等を踏まえて、新たな方策が示されるものというふうにかがってございます。都は、ご要望を踏まえまして、今後も様々な機会を通じて、貴重な現場の声を国に伝え、システム等の改正を働きかけてまいります。

最後に災害廃棄物のお話もございました。都は、貴協会との間で災害廃棄物処理協定を



締結してございます。現在15の区市において、災害廃棄物処理計画が策定されておりますが、今後未策定の区市町村に対しても、東京都は、災害廃棄物処理計画の策定と合わせて、貴協会との協定締結を働きかけてまいります。以上でございます。どうもありがとうございました。

○司会 はい、私どもの方からのご回答としては、以上とさせていただきたいと思います。最後に何かございますか。もう少しお時間もございますが、会長なり、他の皆さま、なたでも、はい。どうぞ。

○東京都産業資源循環協会（五十嵐常任理事） 本日はありがとうございます。一つだけ参考までにご報告させていただきますけれども、今、局長さまからお話いただいたように、リチウムイオン電池の件なんでございますけれども、ビルのテナントさまが、廃棄する時に、例えば捨て方をよくご理解なさってなくて、コンビニとかで買ったお弁当、食べた後に、お弁当の中にリチウムイオンを入れて、ゴムをして、そのまま可燃のゴミに捨ててしまっていて、それはもう、私ども収集運搬する立場としてわからないものですから、そのままパッカー車に巻き込み、摩擦熱で火が吹くということが、私どもだけでも、もう3件起こっております。会長が先ほど申し上げたように、他社さんの事例を含めれば、かなり頻繁に、リチウムイオンによる摩擦発火ということが起きてますので、これは、やはり、ビルの管理会社さまがテナントさまによ一く通達をしていただくというのが、大変スピーディーな抑え方だと思いますので、いろんなビルの管理会社さまがございまして、そちらの方にぜひ周知徹底を、お力添えいただくと、大変私どもとしても安心だというふうに考えております。一つよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○司会 はい、ありがとうございます。いろいろ、やはりゴミの問題って、実際捨てる方のやはりマナー、そういったものの向上も必要だと思いますので、その点も含めて取り組ませていただきたいというふうに思います。では、以上をもちまして、東京都産業資源循環協会の皆さまとのヒアリングを終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（東京都産業資源循環協会 退室）

（豊洲市場協会 入室）

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございます。どうぞご着席願います。それでは、これより豊洲市場協会の皆さまとヒアリングを始めさせていただきます。では冒頭、知事からお願いをいたします。

○小池知事 改めまして皆さま、お忙しいところ都庁までご足労いただきました。感謝申し上げます。今回のヒアリングでございますが、豊洲の開場からもう 1 年がたち、そしてまた、皆さま方の使い勝手やさまざまな日常の活動がだいぶ落ち着かれてきた頃ではないかと思うところでございます。今日は二つ課題がございます。一つが来年度の予算についての皆さま方のご要望と、それから今後の市場の活性化の案などについて、またビジョンなどについて伺わせていただくことで、年末までに長期戦略ビジョンというのをまとめていきたいと考えておりますので、そこに盛り込むべく皆さま方のご意見を頂戴したいということでございます。

それから、卸売市場をめぐる法の改正がございました。これを受けて、都でも条例の改正を予定しておりますので、この点については会長をはじめそれぞれの業界の皆さまに準備会議の委員としてご参加いただいております。重ねて感謝を申し上げます。どうぞよろしく願います。

○司会 それでは会長、どうぞよろしく願います。

○豊洲市場協会（伊藤会長） 今、書面でお渡ししましたがほとんどこれを読むような形になってしまうかと思いますが、私たちの今の思いです。それからお願い等を一通りまとめてまいりました。私どもとしては、平素いろいろ格別のご高配をたまわりまして、本当に厚く御礼申し上げます。われわれの豊洲市場は、去る 10 月 11 日に開場一周年を迎えました。この 1 年、私ども業界一同は、豊洲市場という新しい舞台において、市場業務という専門性の高い仕事を、どのようになじませていくか、また、新たなチャレンジにどう取り組んでいくのか、模索してまいりました。1 年が経過し、御都のご尽力と個々の事業者の弛まぬ努力の甲斐もあり、現在では滞りなく日々の市場業務に邁進することができており、未来に向かい着実に歩を進めております。

一方で、市場を取り巻く環境は大きく変わりつつありまして、数々の流通環境の変化等による多くの課題に直面していることも事実であります。とりわけ、令和 2 年度、つまり来年でございますが、改正された卸売市場法が施行されるほかに、HACCP 義務化への対応、漁業法に基づく水産資源の管理強化や、原産地証明等トレサビリティの強化など、われわれの業務にどのように影響するか懸念しているところでございます。しかし、こうした中であっても、川上である産地や川下である実需者・消費者と一体となって流通の中核である中央卸売市場として、御都と連携を図りながらわれわれ豊洲市場協会としてもしっかりと対応していく所存であります。

今後は「地元で愛される、都民に信頼される、世界に羽ばたく」の 3 点のビジョンの実

現を目指し、豊洲市場をさらに発展させていく所存でございます。開設者である御都におかれましては、ぜひとも豊洲市場の役割と業界のおかれている実状についてご理解をたまわりたいと存じます。と同時にそのビジョンの実現方、ご高配をたまわりますよう、よろしく願い申し上げます。

これが、私どもの今の思いでございまして、具体的な要望としては次の 2 枚の紙にまとめてございます。

1 番はまずお話がございましたように、卸売市場法への対応でございます。これに関しましては、いわゆる令和 2 年の 6 月から実際に改正された法が施行されるわけでございます。これらは市場運営や取引に関する大幅な規制緩和等が盛り込まれておりますけれども、引き続き公正な取引や価格形成・健全な経営と決済が担保されるよう、われわれも努めてまいります。御都におかれましても、いろいろ協議の場に積極的に関与いただくなど、よろしく願いいたします。

2 番目は経営活性化への支援でございます。多様化、グローバル化する食品流通産業の変化や HACCP 義務化への対応を盛り込んだ食品衛生法の改正などの環境変化を踏まえ、意欲ある事業者に対する支援や品質・衛生管理の高度化に向けた取組支援とともに、経営に不安を持つ事業者を下支えする取組をお願いします。

3 番目は豊洲ブランドの構築でございます。今後は築地市場で長年積み上げてきた信用とその歴史を引継ぎ、「TOYOSU」の新たなブランド構築のために、御都を含めたわれわれ業界の弛まぬ努力が必要と思います。豊洲市場の知名度向上は喫緊の課題でありますけれども、業界一同は国内外からの信用や信頼が得られますよう、さまざまな取組にチャレンジし、じっくりと豊洲ブランド構築に取り組んでいく所存でございます。オリンピック・パラリンピックの大会時には、外国人観光客はもとより、全国各地からの多くの観光客が豊洲市場を訪れることは想像するに難しくなく、このような絶好の機会を逃すことなく、御都として豊洲の知名度向上に向けた支援と積極的な取組をお願い申し上げます。

4 番は食育の普及でございます。いろんな意味で、現在水産物の消費量が減少傾向にございます。今後も卸売市場の役割を担っていくために、私たち自身の弛まぬ努力は当然に必要でありますけれども、一方で消費者の消費量増加に資する行政の取組も不可欠であると考えております。特に、次世代を担う子どもに対する食育事業の強化等をお願い申し上げます。

次に交通アクセスの改善など、これはかなり大事なことなのですが、一つは買い回りの支援でございます。旧築地市場に買出しに来ていただいていた方々にとって、豊洲市場へのアクセスが不十分であるという声を聞きます。こうした不便さは、買出し自体を敬遠する大きな理由になっており、これらの事情を斟酌いただきご支援をいただきたい。

2 番目は、駐車場機能の確保でございます。これらにつきましても、業界内で使用ルールを定め、柔軟に運用しながら活用しているところですが、築地市場よりも台数は増えており、ピークタイムには買出人駐車場が不足してしまうことも実態としてございます。御

都としても、有効利用についてさらにご配慮いただきたい。

3 番目は環状二号線の円滑な通行でございます。オリンピック・パラリンピックの開催に当たって、豊洲市場は大会会場の真ん中に位置しております。環状二号線をはじめ、周辺道路が一部通行止めになると伺っております。これらについても、特に知事の特別のご配慮によりまして、環状二号線は一時的な使用ができるようになりましたけれども、事業者の関係車両が円滑に通行できるように、ご支援をお願いします。

6 番目は情報発信でございます。これまで市場は決済機能や品ぞろえ機能、新商品の開発等、それぞれの時代に合わせた機能を発揮し、広く支持を得て発展してきましたけれども、情報化社会においてわれわれも遅れることなく、常にタイムリーな情報を市場から発信するということが必要であると思っております。この際、産地や実需者、消費者に対して、正確、かつ、最新の情報をリアルタイムで発信していくことを既に方針として決めております。今、お手元にこういうビラを 2 枚用意しましたけれども、こんなふうに今、11月11日からスタートしてこれを始めようということで、いろんな意味で今お魚はこうですよと、ここにはぶりの例が書いてございますけれども、ぶりは今安くておいしいです。知事も食べてください。これはすばらしいです。こういうこともどんどん毎日知らせていきたいと企画しております。これについてもいろんな意味でご支援をたまわりたいと思います。

特に、知事をお願いがあるのですが、知事ご自身のお持ちのツイッター、56万人の会員がいらっしやると。また東京都自身もそういう発信をしていらっしやる。それらの機会に、こういうことを一つお知らせいただきたい、そして僕たちのこういうやり方がさらに効果的に情報として流せるようにお力添えをお願いします。それからもう一つは、今の豊洲に PR コーナーがございますが、これらについても私どものいろんな意見、あるいは提案、それらを受けていただいてそうしてこれらをもっと人気のあるといいますか、みんなが大勢来てくれます。ですからその人たちに市場の現状を、きちんと訴えられるような、そういうことにしていきたいので、一緒になって都の方とやっていきたいのでよろしく願いいたします。ちょっと時間を超過してしまいましたが。

○司会 大丈夫でございます。どうもありがとうございます。では、知事とその後市場長から出させていただきます。

○小池知事 六つ大きな項目をご要望いただきました。そのうち、三つ私のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

まず豊洲ブランドの構築と情報の発信という点でございます。豊洲市場のブランドの構築ということで、これはもう日々皆さま方がご努力いただいていることから、もう豊洲ブランドというのはほぼ構築されているのではないかというふうに思います。その上で卸売市場の役割も広く知ってもらおうということも重要でございますので、川上から川下などに向けた情報発信に取り組んでまいりたいと考えております。

それから食育の普及ということで、先日もアジのおろしを久しぶりにさせていただいて、

前はもう少しうまくいったんですけども、次はマグロの解体ショーでよろしくお願ひします。やはり食育はより広く知らしめて、そういうときも子どもさんと一緒に魚というものにもっと触れていただくと。最初からお刺身のようになっているのではなく、お魚の形からよく知ってもらおうという、そこから食育を始めるべきという一つの試みでございました。都民の豊かな食生活の実現のためにも、この卸売市場で食育事業、食育普及を行うということは大変大事なことでございますので、改めまして親子の料理教室、それから教育庁と連携した事業、学校です。それら多様な食育事業をこれからも行っていきたいと考えております。

それから交通でございますが、先日もこの築地に久しぶりにまいりますと、もうあそこの市場の跡地はほぼきれいになっておりました。この後はまっすぐな道が通っていくということで、その後、いわゆるデポの整備が始まっていくという段階になりました。さまざまなお協力に感謝を申し上げます。豊洲市場を活性化するためには、多くの買出人の方々が来場していただくということで、他の交通アクセスの動向などを踏まえながらたまたま試行運行中のシャトルバス、これを継続をしていくというその方向性については合わせて検討していきたいと考えております。では、担当の・・・。

○司会 ではお願ひします。

○中央卸売市場長 その他ご要望ございました。市場当局としましても実務面で全力で皆さんと連携をして取り組んでいきたいと思ひます。市場法の改正につきましては、今後各場取引委員会が設置されますけれども、都がしっかりと関与をして皆さまがたと公正な取引環境の確保に努めてまいります。それから、交通アクセスの改善についてお話がございました。今、知事からもお話をいただきました。その他に非常にご要望を強くいただいております、買出人向けの駐車場の確保、特に年末の繁忙期等についてはこれも含めて対策を検討してまいります。さらに、環状二号線の話もございました。2020大会期間中における市場関係業者の皆さまの運行車両の確保については、関係各局と連携を図りつつ、業界の皆さまと一体となって取り組んでまいります。さらに最後に、会長からお話ございましたSNSの配信、あるいはPRコーナー、新たな豊洲ブランド発信の取組につきましては、都としても皆さまと連携を図りながら具体的に検討してまいりたいと思ひます。以上でございます。

○小池知事 ツイッターは広告費いりませんので、私のほうから情報発信させていただきます。

○司会 私どものほうからは以上でございます。最後に何か、ございますでしょうか。

○豊洲市場協会（伊藤会長）（マイク通していない）お客さまがいっぱい来ますから、そういう人たちが帰りにゆりかもめだけじゃ、大変気の毒なんです。荷物を持っている人もいますし。そういうことを早く、場所を作っていただきたい。お願ひです。

○司会 ご要望をしっかりと承りました。では以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

（豊洲市場協会 退室）

○司会 どうもありがとうございました。それでは続きまして、東京青色申告会連合会の皆さままでございます。どうぞお願いいたします。

（東京青色申告会連合会 入室）

（要望書手交）

○司会 どうもありがとうございます。どうぞご着席をお願いいたします。どうぞご着席ください。それではこれより、東京青色申告会連合会の皆さまとのヒアリングを始めさせていただきます。では知事お願いいたします。

○小池知事 皆さまこんにちは。ご多用のところ、新宿都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。東京青色申告会連合会の皆さま方には、平素よりのご協力感謝を申し上げます。きょうは、令和 2 年度予算編成とそれから東京の新たな将来像となります、長期戦略の策定を現在進めておりますことから、来年度の予算関係、そしてその後のビジョン等々伺わせていただきたく存じます。限られた時間ではございますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 それではどうぞ着席のまま結構でございます。会長よろしくをお願いいたします。

○東京青色申告会連合会（相原会長） こんにちは。ご紹介いただきました、東京青色申告会連合会でございます。会長の相原でございます。よろしく申し上げます。小池知事には、この度新しく主税局を通じまして東京都の予算ヒアリングにお招きをいただきまして、大変ありがとうございます。こちらのとおりに、われわれ青色申告会は個人事業者の組織でありまして、会員の記帳や決算の指導など協力団体として活躍をしている団体でございます。東京に 48 の税務署がございますが、そこにわれわれ青色申告会 48 箇所ございまして、今会員数が年々減っていますけれど、今年の 4 月 1 日で 15 万 1,000 人おるわけでございます。きょうの要望につきましては、担当の副会長からいろいろとご要望申し上げますのでよろしくどうぞお願いいたします。

○東京青色申告会連合会（石井副会長） こんにちは。東京青色申告会連合会で税制政策委員をしています石井と申します。よろしく申し上げます。私どもの要望でございますけれども、資料がお手元にあるかと思いますが 1 ページのところになります。

固定資産税および都市計画税の減免措置の継続につきましての要望でございます。要望の趣旨としましては、3 点ございます。簡単にご説明を申し上げます。（1）としまして、小規模住宅用地に対しまして都市計画税を 2 分の 1 とする軽減措置につきまして、令和 2 年度以降も継続していただきたいということでございます。こちらにつきましては、昭和 63 年度に創設されて以来、多くの都民と私ども小規模事業者が適用を受けているところでございます。

2 点目としまして、小規模非住宅用地に対する固定資産税、および都市計画税を 2 割減額する減免措置につきまして、令和 2 年度以降も継続していただきたいということでございます。こちらにつきましては平成 14 年度に創設されて以来、多くの都民と私ども小規模

事業者が適用を受けているところでございます。

3 点目としまして、商業地等に対する固定資産税および都市計画税の負担水準の上限を、65%に引き下げる減額措置につきまして、令和 2 年度以降も継続していただきたいということでございます。こちらにつきましては、平成17年度に創設されて以来、多くの都民と方々と私ども小規模事業者が適用を受けているところでございます。以上 3 点につきまして令和 2 年度以降もぜひ継続していただきたいということでございます。

私ども青色申告会は、多くの不動産所得の方も抱えております。そういった方にも切実な問題でございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 どうもありがとうございました。それでは知事、お願いをいたします。

○小池知事 固定資産税と都市計画税の減免措置の継続ということ、あと国税消費税等々いただいておりますが、主なポイントとしての固定資産税の軽減措置の継続について、私のほうからお答えさせていただきます。

令和元年 7 月時点での基準値価格の調査結果で、全国 1 位、毎年そうですけど銀座二丁目をはじめとして上位10地点中 8 地点は23区内となっております。23区の地価は全国と比べて極めて高うございます。もう言うまでもございませんが。都民の税負担感というのはこれは配慮が必要だと、このように認識がまずございます。令和 2 年度、来年度の対応でございますけれども、都民や中小企業等の税負担感はもとより、経済の動向や都の財政の状況など全体を踏まえまして、今日の皆さま方のご要望も受け止めて都としてしっかりと検討してまいりたいと考えております。その他は主税局長からお願いします。

○司会 主税局長、補足をお願いいたします。

○主税局長 青申の皆さまには本当に日頃よりお世話になりまして、ありがとうございました。ただ今の知事の発言のとおり、私どもとしてもしっかりと検討させていただきます。あと今日ご発言がありませんでしたが、国税に関することにつきましては、私どもは国税との関係、つながりもございましてそちらにしっかりと伝えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。以上です。

○司会 私どものほうからのご回答としては以上でございますが、まだ他に皆さま何かありましたら、どうぞせっかくの機会でございますのでご遠慮なくおっしゃってください。

○東京青色申告会連合会（相原会長）（マイクを通していない）本当に親しく感じている次第でございますが。東京都内23区の都市計画税、目的税でございますけれども、23区は0.3%でございますが、われわれ府中は非常に各行政自体違いまして、高いところは0.9で、おかげさまで手前どもは0.2%でやらせていただいているのですが、そういう意味ではやはり都内も確かに地価が高いですけれども、その辺を続けて見直していただくのか、継続していただくのかお願いしたいと思っております。また、余計はことでございますけれども、この度は合意なき決断で、大変苦渋なご判断で。私たちも都民の一人として、本当に知事の気持ちは重々分かっております。ありがとうございました。

○司会 よろしゅうございますか。

○東京青色申告会連合会（相原会長） 要望のほうは会のほうで出しておりますので別にないのですが、オリンピック、本当に来年も頑張りたいということで、みんなで応援しておりますので、よろしくお願いします。

○司会 どうもありがとうございました。それでは来年度予算編成に向けまして、ご要望承らせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。以上をもちまして終了とさせていただきます。

（東京青色申告会連合会 退室）